城下町成立論

松

本

豊

寿

城下町の概念規定

実なる定説をみないといった結果をもたらしている。例えば戦国時代に城下町成立を疑問視する所説®に対し、 だふたしかである。こうした概念規定のふたしかさは、城下町成立の上限決定を混乱にみちびき、 能となるはずである。一体、城下町とはなんであろうか。こうした設問に対し、われわれの解答の準備は実のところ甚 城下町成立論は、 そのまま城下町概念規定論につらなる。いな、適切な概念論確定の上に、 初めて城下町成立論が可 城下町起源論に確 守護

50 はいない。しかしそれは、城下町のもつ一つの属性の理解にすぎないのも、また否定しえざるところである。 の城郭都市としての属性をのみとりだすとすれば、城下町の成立は、おそらく歴史発生の古にまでさかのぼる であろ 城下町を、「城郭を中心として成立せる町」とする小野均氏以来の城郭都市としての理解は、 城下町の概念でもっとも基本的な第一の点は、それは封建体制下に必然的に生成した封建領主都市というそれで もとよりあやまって 城下町

大名領国制下に、城下町出現を考える論説@の提起など、きわめて不定な状態である。

するようにどこまでも守護町であって、城下町ではない。城下町には封建領主都市であり城郭都市であるという属性 ある。このことについては、 の外に、まだ一つの概念規定が必要である。 である以上、同じ城郭都市でも城下町は中世以降に限定されるが、例えばおなじ封建城郭都市である守護町は、 別稿®でくわしく論じているので、再説はさけたい。このように城下町が封建領主都市 私はこれを『領国の首都』のとするのであるが、その実体にせまるため

守護町より初期城下町への移行

には、まず城下町成立の過程を具体的に検討する必要がある。

接一円支配は期待しえないのは当然である。それはどこまでも間接支配である。ここで東大寺知行国周防の国衙領を できず、「所職」を介しての領域掌握を基軸として展開された守護領国制下では、大名による真の土地そのも の の直 この都市を培養する領域について、一歩ほりさげて考えてみる必要がある。原理的に庄園制秩序を否定し去ることが 移行の基本的契機は、大名権力の特質とそれに対応する領域自体の性質の変様であるが、われわれの視点よりすれば められる。これを集落の立場よりすれば、「守護町」より「城下町」への移行であり、転化であるといえよ う。この ほぼ、 十五世紀末より十六世紀の初にかけての時代を境として、在地領主居城都市の内容と性格に大きな変容が認

国庁機構内の重要ポストにいれることによつて国衙領支配強化をはかったが、これはもとより間接支配である。 掟®を定めている。くだって延徳三年(一四九一)には、大内義興はその弟尊光を国衙目代とした。こうして一族を この地の守護大内氏は、応永六年(一三九九)以来、国衙領保護のため「土居捌町事守護使不入」 以下五 カ 更に 0

分には貫徹しえなかったのである。

t立 は、

その有力家臣団 . は大内氏の保証下において国衙地頭職や保司職等に補任せられ、 所職による下地掌握を遂行するので

ある。

別の問題である。 具となっているが、 たように、 例えば陶氏は応仁二年(一四六八)富田保について、「公用米之事無油断之儀致催促如例年可沙汰国衙候®」といっ 末進等、 国庁より同保の地頭職を補任せられている。 いろんな方法で庄園や国衙を侵略してゆく。 このことは又、 領主的発展の一つの制約面でもある。 つまり国衙在庁機関が、 しかしこのことと、 もとよりこれら在地領主は、 国衙庄園機構の利用と依存とはまた 在地領主の領主発展を合理化する道 周知のように

は 文 じないのである。この時代には、「国中物忩云々」等といった文書表現がよくみられるが、これは国人領主相互 濃小笠原氏に対する仁科氏等の国人一揆の等々、 は不十分で、その相対的な独自性を認容せざるをえなかったのである。 しかく安定したものではない。例えば島津氏に対する地頭領主渋谷氏、 次に守護領国内では、 本領地の外に守護を介して所職による給地を与えられている。 並びにこれらの守護大名への勢力結集や逆に離反相剋の複雑な不安激動を物語るのである。 直轄領外には大小様々な村落支配者としての国人領主がいる。 われわれは各地においてこうした事例をあげるにさまで この場合本領地に対しては、 細川氏に対する津野氏、 つまり、 国人領主と守護大名の結合関係は、 これに対する守護大名の制約 特に興味あるのは信 室町時代の国人領主 守護大名の権力は十 困 1難をか 0) 対 L

109 Ł か、詮、 他面本領地を基盤とする半独立性、 国人領主は、 中世的所職によりかかっている以上、 守護被官といっても契約的思想に由来する主従関係の弛緩性、こうした矛盾 幕府を介して中世的公権力を代行する守護大名への依存

護大名の拠る封建領主都市にほかならない。 非均質的領域として把えるべきものなのである。守護町とは、以上のよりな領国体制と領域構造の基盤の上にたつ守 有の立場において十分に超克組織化しえなかったのである。つまり守護大名の領域はそれが単に分散しているといっ 背反的要素をあわせもつ存在なのである。守護大名はこのような中世的な錯綜せる諸勢力をコントロールし、 た外形的なものにとどまるのではなくて、 より本質的には権力支配関係においてさまざまな異質を内包する、 その固 いわば

口がでてくるのは応永二七年(一四二〇)にさかのぼるが、その記録® 大内弘世が周防、 長門、 石見三ケ国の守護職となって山口に移転し、 ここに守護町山口が出現する。 は断片的で、 資料的にこの守護町を復原する 文書の上で山



第1図 鹿児島恵美須町と中世旧城塞 (但し藩政初期のもの)×印恵美須町

「守護町」という記録の初出は、「薩藩旧記雑録」 に記された建武四年(一三三七) 比志島忠経の軍忠状にみえるそれ

ことは今のところ不可

能に属する。

には、 0 若干はなれた南方の臨海地に、 である。後、 地 名 国衆の屋敷ができ、 これらは軍事的配慮と共に領主菩提寺や領主創設の寺社、 は領主的社寺とは対照的に、 町中を呼廻り速やかに市人を召集む」とある。この市町® 島津元久は領主居館を東福寺城より清水城にうつし、 寺社も山麓や稲荷川沿岸に分散して盛んに建立された。 城下市町が建設された。 商業守護神が市人の精神的紐帯をなしていたことに起源 これが鹿児島の源初的な町、 つまり強く支配層に密着したものである。 は堀割で海と連絡し、 積極的に守護町の拡大をはかった。 すなわち、 恵美須町である。この「エビス」 更にその最盛期には 諏訪社、 する。 「倭文麻環巻五 稲荷社、 城館下には近 城館より そ 福昌寺 0) 西

特自の方法で領域を把握し、 ところで戦国期も十六世紀中葉に入ると、 庄園制秩序と体系を否定解体せしめるのである。 在地領主の領国体制に大きな変化がもたらされた。 つまり異質的なものを排除 それは「検地」という 直接に

南に車

町を派出し、すくなくとも二本の格子状町が想定される。

計は 質的には庄官の大名家臣化と、 隆は東大寺目代を無視して、 の証判を東大寺に与えるのであるが、これはもはや全く形式的儀礼的なものとなってくる。天文二年(一五三二)義 現実の土地と人の完全支配を貫徹する方向である。ここで再び周防国を考えてみよう。大内義隆は国衙法度五カ条履行 時代にすでに進行していたのであろう。天文八一九年にかけての国衙正税や年貢関係文書によると、 わずか百十石® にたりなかったという。ここにおいては守護大名や在地領主の自己拡大運動は、 寺家被官竹屋氏に対し、 国衙領の大名領国化に直接通ずるものである。 国衙領小周防の地を充行しその領知を下知している。 こうした現地支配の変質は、 あきらかに庄園 正税、 これは 先代義興 年貢合 実

112 家としての、 や国衙体制のきづなをたちきり、その否定の上に展開しつつあったことが知られるであろう。 戦国大名領国制にほかならないのである。 つまりここでは、 権力支配関係下における一元的等質領域 これが地域 的 建国

出現したといえよう。すくなくとも相対的にはこのような傾向が指摘されよう。

名本城地にある支配中枢機関下に組入れてその末端行政機関としたのである。 名だけは踏襲してもその実質的な旧機能を否定し、それを新しく戦国大名権力下における公的機関として改編し、大 拠の地」等の用法でしめされた守護町のそれとは、 えば戦国大名の郷村役人帖®では、「刀弥」とか、「政所」等の機関名がみられる。これらはもともと、 ステムは、守護大名のそれに比し質量ともにまさに飛躍的な意義と内容を意味するのである。 の一つであり、 このようにして一元的等質領域が出現すると、その支配中心となる封建都市のもつ意義は、 又は在庄預所としての庄園機構の一部を構成したものであった。ところで戦国大名はその伝統的 当然著しく異ったものをもってこなくてはならないのである。 戦国大名によるこうした直接支配のシ 軍記物でしばしば「本 国衙在庁機関 な役

うの下」とか、「山下町」「城下の市町」のようなさまざまな表現がそれである。こうした独特な表現の中に、 ずにはおかない。 る。 町なのである。これを周防国でいえば、ほぼ十六世紀初には、守護町山口の城下町山口への移行が考えられるのであ た「本拠」に対し、 と役割を果すのである。 こうなってくると戦国大名本城地の領主都市は、 戦国大名の居城する本城都市のこうした姿は、 戦国期になると、 あえて「首都」という特別な表現でその意義と内容を強調したいと思う。これがほかならぬ城下 私はこうした地域的封建国家の中枢となり、 前代とは趣を異にした特殊な領主都市の呼称が出現した。 当代の人々に今までのそれとは異なる封建都市の概念をうみつけ 封建国家の領域の一元的、 中点となる領主都市の機能を、 直接支配のまさしく中点としての職能 周知の 守護町で例示し われわ 「じよ

これ

が

ほかならぬ城下町なのである。

れ を 新しき 国制の変容に対応して、 「娍下町」という一般化された形で固定化されてゆく。ともあれ同じく領主都市であり城郭都市であっても、 得 ・は戦国大名の新しい領主都市に対する人々のいだいた生々しい歴史的現実への認識の姿を、 ts. 「城下町」へと移行交替してゆくのである。 のである。 大名居城の都市に対するこのようなさまざまな呼称はやがて斉一化されてゆき、 都市そのものはみずからの姿を変化止揚してゆかざるを得ない。 かくして古き「守護町」 あらためて見直さざる 近世に入って 大名 領 は

1

一、守護町と城下町

じて領内にその末寺を盛んに設立し、城館所在地はその中心となったように、領内信仰の封建的秩序による掌握のた 権力下において強力かつ計画的に把握し、これらをもって城塞や城館下に接合して一つの都市結合体を形成するよう る重要なる意味をもつのである。このようにして戦国大名は、軍事政庁的集落と経済的集落、 め有力社寺群を本城地に集中的に設定する。 戦国大名による強大な領国支配体制 また例えば、 松平武士団の菩提寺として建立された大樹寺®は、松平氏の三河領国化充実の過程 の強化は、それに対応して領域内生産や、流通交換経済の集権的 けだし社寺は、 たんに軍事的意義のみならず、信仰と政治支配を結節す 更に有力社寺群を大名 把握が当然問題 を通

る。 に異なるものをもっている。具体的にはまず第一に、切実な給人団に対する城下集住令の強制となって現 右の都市結合体、 われわれはここで南北朝期(暦応二年)の「小早川円照置文」と、戦国期(文明十七年)の「大内壁書」を対比 すなわち城下町に対する戦国大名の都市政策は、 その内容、 スケールにおいて、 守護町とは相当 わ れ てく

したい。 集住令違反者に対し、 一期の間ハ対顔あるへからす 小早川氏は次のような指令を出している。 もし此旨いつハリならは 沼田七社御罰おかふりるへきなり」

なく、 この 強権的武断処置が、 段と促進されたのは否定しえないところである。 ところで「大内壁書」では、「可被歿収恩給也」、更にこえて文明十八年になると、「永可被放御家人」 ·指令は文和二年の置文に「自故殿御時堅所有御誡也」の表現がしめすように、 制限され歪曲のされた形で施行された。それにしてもこれによつて城下給人団居住域形成 無届在郷給人に対して発動されている。 別稿で論じたように、 どこまでも訓戒的方式 戦国期集住令はノーマルな姿では は 前代に比しては つ え た ļ

強制的 幡の、「在々所々諸市当町江可相引事」®の事例のように、 この好例は大永六年(一五二六)、今川氏による騎河府中川原地区一町五反の皮革業者新屋敷の町立®である。 口之百姓町屋作り百曲通ハ大桑之町人共引越町立」@ とある斉藤氏の井口城下(後の岐阜)への大桑商人に 対 れは天文期のものとされ、 被仰付保内之諸商人於保内町可致売買万一此旨相違之輩在之者衆中而可処罪科」⑫という掟書が出されているが、 .てもはや普遍化されてゆく。 第二には、城下市町への地方町の権力的吸収が行われるのである。六角氏の城下町石寺について「於石寺保内町就 移動策も、 よく周知のところであろう。 城下町への在方商人集住の資料的に確認される最も古いものとされて い これらはうたがうべくもなく、 職人町、 それも領主的軍需手工業の城下への組織的吸収は更に古く、 永禄以降になると地方市場集落の城下町集中は、 中世的土豪市の陶汰、 それらの城下吸引による新 る。 「七曲通 各地に 近江八 ゚する おお 井

第三として城下町商業に対する領主的繁栄策が、これまた強力に押し進められてくる。特権都市的政策 で あ る諸

市

町

拡充をもたらすのである。

であらためて強調しておきたいのである。

とした

てくるものであり、 地子、 徳政免除、 办 特に中 つその初出が天文十八年 世 的 座商業の否定、 (一五四九) 自由商業を指向する楽市楽座にいたっては城下町に集中 であるように、 これは決して守護町で は理 論 的 的 に現 K 事実

的にも見られないところである。

その発展の契機とする領主都市は、 城郭都市であると共に、 れるのであり、 このようにして城下町は、 さて守護町であるが、 その具体的分析にについては不十分ながらも別稿@で論じてきた通りである。 これも城砦都市、 地域的封建国家の首都としての城下町は、 守護町に比し封建領主都市として、 もとより城下町以外にもすくなくない。 または都市的集落ですでに鹿児島でみてきたように、 質量共に優越した都市的発展の条件と格差が まさしく最も典型的な領主都市といえよう。 しかし同じく領主都市でも、 領主権力を都市形 領主の城館 領主本 が中 指 心と 成と 摘

し守 城下町の先行形であることには間違はない。ただこのように守護町は城下町へとつながるものであるにしても、 建領主都市としての多くの類似性をもつ。従って例えば守護町鹿児島が城下町鹿児島へと移行したように、 先述してきた通り地域的封建国家以前の守護領国制に規制されて、言葉の正しき意味における首都としての役割と職 能は果し得なかったのである。 なり、それに一部給人団の屋敷群と固有の市町や寺社群をもち、封建的な集落結合体を形成している。 節 がそのまま発展して城下町となるといった、 それはどこまでも守護町であって、 両者を単純かつストレートに結びつけるべきでないのを、 決して城下町ではない。 それにしても両 しかし守護 門者は、 守護町は しか 町は 封

四、豪族屋敷村より城下町への移行

は消失、 近世城下町に移行した鹿児島、 三例は領主が短期間守護職補任をうけたもの)等にすぎない。ましてや戦国城下町のみならず、引きつづきそのまま にすくない。 ての中断がみられる。 に伴い、 たような、 る。斯波氏の守護代町清洲は後代において戦国城下町とはなってはいるが、その間、領主交替に伴う領主 都 展したのが稀少であったように、守護町→城下町というケースは、周知のようにごく限定されている。守護大名の歿落 戦国大名領国制への体制的な確立を契機とする城下町の成立には、二つの方向が存在する。一つは今まで論じてき または中絶するのである。これは守護代町でも同様で、土佐守護代町田村は細川一族の退去と共 守護町の消滅した実例は頗る多く、守護大名出自の旧族大名廃絶によつて、守護町起源の城下町はその多く 守護町より城下町への移行発達である。しかしながら、守護大名より直接に戦国大名となりそれが持続発 周防山口、 守護町がそのまま、継続して戦国城下町に移行し、 駿河駿府、 人吉の例は、 豊後府内、 むしろ異例であり、 近江石寺、甲斐府中、それに対馬国府、 伝統的勢力が強く新興権力擡頭の相対的に徴弱 それが十六世紀中葉まで存続した例は意外 肥後人吉、陸奥三戸 ĸ (あとの 消 市 滅す とし な所

地域的な封建領国化に成功し、所謂「下剋上」のもとで、より大規模で、 町へと転化してゆく方向である。 小規模領主の城館を中心とする領主集落、すなわち豪族屋敷村が領主の上昇によつて次第に拡大発展し、ついに城下 城下町成立について、 各地で現実的に多くみられるのは、次のケースである。それは在地土豪、 在地領主といってもいろいろあるが、 より強力な地域的封建国家への成長、その終 地頭や有力庄官等に出自する戦国国人領主が 国人領主といった

謂辺境地帯だから可能となったのであろう。

117

すでに別稿四で、

かかる<原城下町>の実例として広井城館についてふれたことがある。

これは平城系のもので、

的 畿内地方の戦国領主的発達は、 大内氏に交替した国人領主毛利氏にみられるような中間、 ゆく基盤を準備してい 集落の城下町化への具体的な発展のプロセスにあろう。 主的発達を押し進めてゆくのであるが、 みよう。ここでの 『な戦国大名的成長◎を困難ならしめているのである。 このように戦国大名領国制の発展には、 かつての素朴な豪族屋敷村の状態を克服して市町と合体したもの、つまり、 それに対応する古い中世的惣の停滞によつて、 池田 るのに注意したい。 氏や榎木氏等の在地領主は、 また異なる様相をもっている。例えば北摂の春日社領や東寺領下の在地 その封建領主化は古代的権力の伝統を負う有力庄園領主の直務支配機構 領主居館を中心にその給人団や下人所従屋敷によつて構成せられる一般 それぞれ相異なる地域的パターンが指摘されるが、 庄園制に寄生しつつ一方では守護大名権力下にお 所謂 この場合の領主集落は、 辺境地帯での大地域的封建国家のスムースな成長に対 「戦国畿内型領主」といわれるのがそれである。 十六世紀の初にいたっても、 城下町へとそれ自体を転化発展して 上述した新領国制樹立をバックとし 直ちに一円的規模の集権 問 題は いて地 か 力。 領主を考えて る在 域的 地 領 な領 0)

着相としての戦

国大名領国制へと発展してゆくのは各地でよく研究されているところである。

この場合、

先述の守護

とし る重要な機能を発揮するのである。けだしこれこそ、 豪族屋敷村では、 ンターとしての市町を吸引合体することの意義は大きい。ここには領主集落としての所領の中心性に、 7 の 拡大発達の起動となる市町をもつ特殊な豪族屋敷村を、 単に所領の政治的支配の中核にすぎない。 豪族屋敷村より城下町への近接性である。 かかる豪族屋敷村が、 城下町の原形とみなして八原城下町 領主権力を背景に 私はこうし 地 より格差の 域 の た 経 び 集 済 ぁ た 落

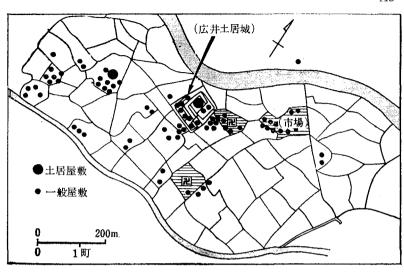
第2図はそれを図化したものである。

ここでは今一つ、

根小屋

文 江

式城館下の<原城下町>として、同じく土佐の有力国人領主で



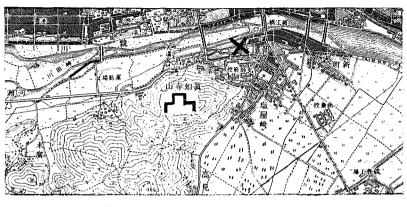
第2図 天正16年広井旧城館と旧市町

明年間、 築成した。天文年間一度退城するが、 姿を相当忠実に追跡するに足る次のような記載を止めている、 郷に進出し、 ある森氏の場合を紹介しておきたい。 後天正に 森氏は В A 一、五代 一同しノ西懸テ 卅代出二代三分 同しノ西 一、十二代同し北堀フチ 一同 一、十代日の 、四反十八代五分 (三筆おいて)— (中略)— 「土佐四人衆」といわれる著名な国人領主である。 一代頼満 į, 潮江 たるのである。 |新世 山上に城郭を築きその東北山 代地道共 0) 下 時 Þ ヤ Ú 嶺 上ヤ 北地 中 「長宗我部地検帖」 ヤ シ シ 方 牛 丰 (吉野川 同 同 同 同 永禄以後城地を再興して 四東分 西 分 Ŀ 谷弥左衛門給 森同 殿 土 森殿分 同同 同同 流地方) 同 麓に領主居館を し右 近 殿 給 は 大兵衛殿給 又衛門給 居 か 掛 より潮 つての

同

一、卅代 上ヤシキ 御多賀領光楽寺中西ノ外懸テー(中略)ー	一、四代二分 下々ヤシキクワンシヤウシ 前地十代ー(中略)ー	D 一、廿五代三分 下々荒 宝光寺三旦懸テ 一(以下省略)—	一、廿代 中ヤシキ 五月五日テン同しノ西町かけて	一、卅四代勺 中ヤシキ 同しノ西町ノ北南懸テ前四十代地	C 一、十四代三分勺 中ヤシキ町ヤシキ東ノハシ道越角懸テー(以下省略)ー	一、十代・中ヤシキ同しノ東北道懸テ	一、廿代 中ヤシキ 出二代	一、十九代 中ヤシキ同しノ東州代地	—(中略)—
同 西 分	同東分	同西分	同西分	同東分	同東分	同東分	同東分	同東分	
光楽寺分 善左衛門口	森殿分 同 藤兵衛給	宝光寺分 同 非有済分	中島与一兵衛給同一彦九良名	森殿分 同 八衛門作	森殿分 縫介給内兵衛左衛門	同 を大夫給居	同 し 同 品 の	同 し 同 与兵衛給居	

(天正十六年潮江川ヨリ南地検帖)



第3図 森氏城塞とその山下土居 (×印)

の沼田、

の多くはこうした経過をたどって形成されたもので、

毛利氏の吉田等はその好例である。

<原城下町>→城下町のケ

前述した小早川氏

となり、城下町の端初的な姿を形質共に具備するのである。 群の各部分域を合体し、 なり詳細にわれわれに伝えるものといえよう。 体共存する存在形態、 所領内における流通機能の中心としての役割を果していたのである。 点ではその多くは天満宮の神田、 集するのである。特に重要なのはCの旧城下市町である。天正検地の時 居の周囲にはBで示される屋敷群、 にでるものではないが、 群を示す。 は領主檀那寺 並びに所従被官の屋敷群が、 ともあれへ原城下町とは、 Aは森氏(森千松丸)の城下土居で、単郭式の旧城館である。この土 A、B、Dのグループだけでは所謂一般豪族屋敷村の概念以上 (花蔵寺)や城郭守護の別当寺(宝光寺)、その他一般寺社 これが<原城下町>であり、 国人領主下における地域的な支配と流通の中心 右の封建集落に所領内の経済集落が吸引され合 領主城館 土居の西—南 又耕地化されているが、 すなわち森氏所領を分給された一族 ・給人団屋敷群 東にわたってワイラ状に蝟 右はその面影響 城下市 かつては森氏 戦国城下町 HJ D

しておきたいのである。

町に対する様々な呼称出現には、 右にみた事実を背景として解さるべきであろう。

当代の人々に全く新しいタイプの都市出現として重要な関心をひきおこしたのである。さきにみた初期城下

・スは、

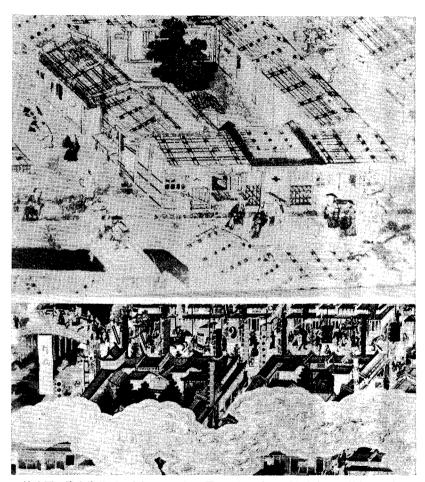
五、付

説

による新 『国期の城下町は守護町系統のものを除いては、 しいタイプの封建都市といえよう。ここで、城下町とその古代都市的遺制との関係について、若干ふれてみ 決して伝統的な歴史的都市ではなく、その大部分は新興在地領主

よう。

指摘されるのである。それにしても城下町都計の一部に古代的源流をとどめることと、 末京都の町割に、より直接的な系譜をひくものと考えたい。町の単位が古い方一町より、街路を介して相対する両側 古屋での中央会所のある方一町の街区システムを挙げるのである。しかしこの街区の存在形態は古代都城のそれより しい封建領主都市であることとは、 てこうした古代的源流の所在は、 町区域に移行してゆくところ、ここに街路に間口を開く近世的短冊型の町割出現が必然化されるのであろう。 城下町も近世に入ると、例えば江戸や名古屋のように、その町割のある部分に条坊制的、 その崩壊のあとに出現する中世的町、 近世化の洗礼をうけた変型に転化しているのを知る必要がある。人はよく古代的源流の事例として、江戸や名 ごく一部の近世城下町に部分的に認められるにすぎない事実を、 勿論何等矛盾するものではない。古代的源流といってもそれは古代そのままでは すなわち、 町田家本「洛中洛外図」にみられる方形の中央空地をもつ中世 城下町そのものが基本的に新 または条里® 制的伝統 この際、 特に強調 加え



第4図 洛中洛外図の京都の町と江戸屛風の江戸古町 (中央空地の所在に注意)

的 洲より岐阜、 移動のように、 しい体制が必然的に生んだ新興の封建領主都市である。 での「ゆふかいの堀台」といったように、 「土居」による囲郭都市を形成する。しかし同じ囲郭でも初期城下町では、その古代的といわれるも 様相であったのも、 〝お戦国期の初期城下町では、例えば下総結城や土佐中村のようにあたかも都城の羅城にも似た「築地」、 更に安土への転移、 町成立の契機やその基本的な都市域構造はどこまでも新しいタイプのそれであり、 大名領国拡大に伴なう城地移転を契機とする城下町そのものの充実発展の路線を歩むのが、 ここに付け加えておくべきであろう。 また、 毛利氏の吉田より広島、 きびしい動乱社会の要請によって現実的にファインされているのである。 なお前述した城下町成立の第二の方向の場合は、 更に松平氏(徳川氏)の安城→岡崎→浜松→駿府 封建社会という生々 の 織 一般普遍 例 田 または、 氏の清 の結 への 城

め と生命を保持しつづけたといえるのである。 るに近世的傾斜度の相違による地域的な偏差と相異はあるけれども、 市域構造の立場においては、 中 それよりは脱却しえないのである。もとより各地における生産力の不均衡発達、それと対応する領主政策、 世末の初期城下町は、 戦国大名領国制が体制的に存続するまでは、 織豊政権期もその前半、天正初頭のころまでは、 ほぼ一世紀にわたって初期城下町は、 固有の姿をもって継続する。すくなくとも都 まだに初期城下町としての様相をとど その存在

後

記

この発表に対する批判もあり、 本稿の大要はかつて「初期城下町の成立とその概念規定について」と論じ発表 し た(地理学評論第三九巻第一〇号) 。 かつ前稿はかなり抽象論にわたるところが多く、筆者としてもその不備を痛感していた。このよ

うなわけで、前稿の反省の上にたって、 前稿と重複するところも少くないが、 御容赦をお願いし御叱正を得たいのである。 なによりももうすこし具体的に敷衍したいと考えて発表したのが本稿である。

中丸和伯 後北条時代の町<相模の場合>―小田原を中心として 日本の町Ⅱ (封建都市の諸問題) 九五五、 七八頁

(2) 清水三男 日本中世の村落 昭和一七、二一三頁

4 (3) 拙稿 藤岡謙二郎 城下町の歴史地理学的研究、昭和四二 城下町の地理学的性格に関する二、三の問題 (歴史地理学の諸問題)所収

(5) 文正元年得富文書 (三坂圭治 周防国府の研究 所収)

(6) 三坂圭治 前掲書⑤ 二三五頁

(8) 7 福田豊彦 原田伴彦 中世における都市の研究 国人一揆の一側面、史学雑誌七六編 四〇頁

号

(9) (10) 長宗我部庄屋刀弥帖 (「土佐国編年記事略」所収)

三坂圭治

前掲書⑤

三二一三三百

(11) 拙稿 中世末城下町論 北島正元 徳川家康 昭和三八、二五頁

(13) 日吉神社文書 原田伴彦前掲書⑧所収、 地理学評論三八—八

(12)

中島両以記文

者毎年皮のやく等申付ふさたなく可取沙汰者他仍如件 大永六 府中西のつらかハた彦かゆる川原新屋敷一町五段之分先年岡大和守奏者として出置訖、其時のことく永かれらか可為屋敷然

八幡町共有文書 六月十二日 原田伴彦前掲書⑧所収 大井新左衛門尉(今川氏親朱印状)

(16)

森氏は長宗我部氏の援助のもとに旧領を回復し、 以後は「城持」としてその家臣団に編入され、 四二頁 潮江土居の城下町へ

の発展

(17) 代 守護地頭町 年 町 名 拙稿 美 須 町 建武4 1 應 児 島 恵 前掲書② 市・新 永享5 沼 田 本 市 2 市 (不明) 長 良 町 3 鷺 Ш (不明) 八 市 4 小 脇 日 永享5 5 足 利 八 日 市 大 6 常陸府中 町 屋 延元1 永徳1 7 河 上 市・下 市 Щ 七日市・高野市 建治3 条 8 中 延文 5 三日市・九日市 9 甲 山 城 借 屋 崎 嘉暦3 10 内 市 応永32 宇 町 屋 11 宮 都 応永27 市 町 12 山 \Box

(19) (18) 行である。第三段階としては周知のように、近世の中期以降に各地によく現われてくる下地知行の否定と所当知行の設定、 するその在地性の稀薄化、更にそれを削減する方向へと進んでゆく。具体的には本領安堵形態より新恩による宛行形態への移 .蔵米知行の優位といった地方知行の廃止への展開となってゆく。 畿内にしても中間、辺境地方にしても、 島田次郎編著 初期城下町の成立とその概念規定について 日本中世村落史の研究 大名が下地そのものを直接支配下においた後では第二段階として家臣団の給地に対 一九六六 地理学評論三九一一〇、 四六二頁

守護神によるもの、 応仁以前の守護町や地頭町では地方市場の強制的かつ組織的な吸収現象は、 又は所在地固有名詞が一般で、 加えて営業の業種を表示するものも一般には見あたらない。 資料的に確認しがたい。 その町名も市日や市の

22

は停止されるにいたるのである。 藤田元春 尺度綜考 昭和四水野時二 名古屋城下町の方格式町割 人文地理一六一二

中村については、天正十七年「中村郷地検帖」に「御土根」として記載されている。 「結城氏新法度」参照